制度利用を おおされる **方向け

きがみはらし相撲原命

せいねんこうけんせいと

成年後見制度

に関する

ガイドブック



住み慣れた地域で安心して 暮らしたいから。

これからも自分らしくいたいから。成年後見制度を利用したいけれど、制度のことが良くわからない。
市でどんな支援を受けられるのかわからない。

そんなお悩みを解決するための ガイドブックです。

令和7年4月 I 日 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課

- 曽、次 -

I 成年後見制度について	1
(1)成年後見制度とは	
(2)類型	
(3)権限	
(4)後見等及び任意後見(判断能力低下後)開始までの流れ	
(5) 申立て費用の自安	
(6)後見人等への報酬費用の目安	
Ⅲ 成年後見制度の相談・講座等について	5
(1)成年後見制度に関する市民公開講座及び無料相談	
(2)成年後見制度専門相談	
(3) 成年後見制度実務職員向け研修講師派遣	
(4) 成年後見人等候補者の選定及び受任調整	
Ⅲ 制度開始の申立て・その後の支援について	7
(1) 市長 申立て	
(2)後見開始等審判申立て費用の助成	
(3)成年後見人等の報酬費用の助成	
IV 市民後見人	9
(1) 市民後見人とは	
(2)市民後見人候補者になるためには	
(3) 市民後見人として活動するためには	
V その他	11
(1)日常生活自立支援事業	
(2)みまもりエンディングサポート事業	
(3) 相談窓口について	
VI 用語解説	14

I 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度とは

設定發見制度とは、認知症、如药障がい、精神障がいなどの理能で、判断能力が中等ではない芳に対し、設定發見人等が笨人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理など法律行為至般を行い、笨人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所によって、散発意覚になるが選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力

が欠けているのが通常の状態の芳を対象をする「後見」、判断能力が著しく常牛労な芳を対象をする「保佐」、判断能力が不牛労な芳を対象をする「保佐」、判断能力がネキー

一分な芳を対象をする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、奉人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低やした場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。



コラム

・後見人は誰がなるの?

版学後見人等は、法律で定められている欠格事曲を除けば、離でもなることができます。一般的には、ご本人の親族や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの 等門職、法人などが選任されることが多いようです。

(2)類型

(乙)双王				
	ほうていこうけんせいど 法定後見制度			にんいこうけんせいど 任意後見制度
るいけい 類型	さません 後見	 保佐	補助	にんいこうけん 任意後見
はんだん 判断 のうりょく 能力	支援を受けて 支援を受けて も、契約等の意味・内容を首ら 理解し、判断することができな い	<u>支援を受けなければ</u> 、契約等の 意味・内容を首 ら理解し、 <u>判断</u> することができない	<u>支援を受けなけ</u> <u>れば</u> 、契約等の 意味・内容を削り ら理解し、 することが難し い場合がある	あり
もうしたてしゃ 申立者	ほんにん はいぐうしゃ しんとうない しんぞく しちょうそんちょう 本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長		しちょうそんちょう 、市町村 長	ほんにん 本人
で 同意文は 取消がで きる行為	日常の質物など の生活に関する 行為以外の 行為 ※	重要な財産関係の権利を得要する行為	・単立ての範囲的で で裁判所が デめる行為	なし (代理権の み)
だいりかのう 代理可能	すべ 全ての法律 こうい	^{もうした} 申立てにより		ザルやく きだ 契約で定める
な行為	こうい 行為	行為		行為

※後見類型には同意権はありません。

(3) 権限

ア代理権

本人に代わって契約などの法律行為を行う権限のことをいい、成年後見人等が 行った行為に関しては、本人が行った行為として扱われます。

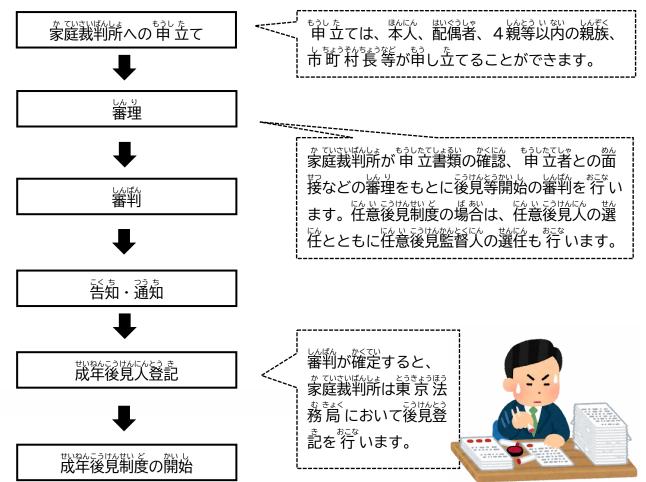
どう いけん **イ 同意権**

これから奉人が契約しようとするときに同意を与えたり、同意を与えていない場合に、勝手にしてしまった契約を取り消すことができる権利のことをいいます。
成年被後見人の場合、たとえ同意を与えたとしても、そのとおりに法律行為をする可能性は、著。しく低いので、成年後見人には、同意権は不要であるため、認められていません。

ウ取消権

一定の法律行為を取り消す(事後的に無効にする)ことのできる権限のことで、被後見人が行なった売買契約などの法律行為を、成年後見人は後から取り消すことが可能です。 成年後見人は包括的な取消権を与えられているので、基本的に被後見人がした全ての法律行為を取り消せます。

(4)後見等及び任意後見(判断能力低下後)開始までの流れ



(5) 申立て費用の目安

後見開始等の 申立てを 行うに当たって、次の費用が必要となります。次の費用に関する市の助成制度については、 7ページをご覧ください。

	こうけん 後見	保佐	補助	
切手	4,000円程度	5, 000	^{えんてい ど} 円程度	
いん し 印紙	もうしたて て すうりょう 申 立手数料 800円	もうしたて て すうりょう えん 申 立手数料 800円、	とうき てすうりょう 登記手数料 2,600円	
EJX L	きうき て すうりょう 登記手数 料 2,600円	代理権付与800円、同	意見付与800円	
けんこうしんだんしょ 健康診断書	ご本人の判断能力の	り常況を医師に診断し	、てもらうための費用	
健康診断書	がかかります。3,000円~10,000円程度が相場のようです。			
	けんこうしんだんしょ もうしたてしょ 健康診断書や申立書	きつ ないよう 等の内容で、ご本人の	判断能力の程度が不	
かんてい ひょう 鑑定費用	開確な場合、別途、鑑定費用が発生することがあります。50,000円			
	~100,000円程度が相	場のようです。		
もうしたてしょさくせい ひ 申 立書作成費	ご本人の状況や依頼	いないよう 関内容によって金額が昇	と となります。申立書の	
中 立書作成費	さくせいだい りけん ゆう 作成代理権を有する対	々ぎし 発護士や司法書士にお問	。 聞い合わせください。	

(6)後見人等への報酬費用の首要

後覚父等は、活動的容等に常じて、家庭裁判所の審判によりご奉父の財産から相当額の報酬を得ることができます。後覚父等の報酬費用については、ご奉父の財産状党や、後覚父等の活動的容によって異なります。報酬費用の首要は、次のとおりとなりますが、実際の費用は家庭裁判所の審判によりますので、ご智意ください。

かんり ざいさん 管理財産	報酬費用
1,000万円未満	月額10,000円~20,000円程度
1,000万円~5,000万円未満	月額30,000円~40,000円程度
5,000万円以上	月額50,000円~60,000円程度
7 0 lb	たくべつこんなん しょしょう 特別困難な事情があった場合に、上記の額の 50%の
その他	範囲内で相当額の報酬が付加されます。

Ⅱ 成年後見制度の相談・講座等について

(1) 成年後見制度に関する市民公開講座及び無料相談

市党の芳を対象。に、筑稜の成年後見人等を講師に招き、成 年後見制度や後見活動等に関する講座を243回程度実施しています。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問答せください(11ページから)。



(2)成年後見制度専門相談

親族後見人等や関係機関の職員の芳などを対象に、司法書士、社会福祉士、 管力 政書士、税理士による成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談会を 月4回実施しています。詳しくは、以下のQRコードをご覧いただくか、さがみ はら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください(11ページから)。

ししゃきょうホームページ 【市社協 H P 】





しゃかいふく しほうじん 社会福祉法人 さがみはらし 相模原市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 マスコットキャラクター 「にこまる」

(3) 成年後見制度実務職員向け研修講師派遣



関係機関・団体等が実施する講座や説明会に専門職等の 講師を派遣し、成年後見制度の普及啓発を行っています。 詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問 合せください(11ページから)。

(4) 成年後見人等候補者の選定及び受任調整

成年後見制度の利用が必要な芳に対し、箱心しい成年後見人等の候補者を選定することが困難な場合に、夢門職、や関係機関による成年後見人等の候補者の選定や、受任の調整など、家庭裁判所へ適切な候補者を推薦するための受任調整会議を実施しています。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問答せください(11ページから)。



Ⅲ 制度開始の申立て・その後の支援について

(1) 市長 申立て

本人が認知症や知的障がい等により、制度の利用が必要であっても、単立て

を行う習がいないなどの理由で奉父や親族 等による首立てができない場合は、市長が 代わりに首立てを行うことができます。

市養・前立てについてのご稲談は、お遊くの地域包括支援センターまたは、答应の高齢・ 管警者稲談課へご稲談ください(11ページから)。



(2)後見開始等審判申立て費用の助成

こうれい さがみはらしホームページ 高齢【相模原市 H P】



しょう **障がい【相模原市 H P】**







(3) 成年後見人等の報酬費用の助成

版学後見人等が選任されると、版学後見人等の活動に応じて報酬費前が発生します。稍模原市では、家庭裁判所の審判額に応じて、成学後見人等の報酬費前の整部党は一部について、助成を行っています。詳しくは、「上記(2)のQRコードをご覧いただくか、答应の言齢・障害者相談課へご相談ください(11ページから)。



IV 市民後見人について

(1) 市民後見人とは

市党後見入とは、市区町、科等が実施する養成研修。を受講するなどして、 散策後見入として必要な知識を得た一般市民の中から、 家庭裁判所が 散発後見入等として選任した芳です。 他の散発後見入等 (親族や弁護士等の等削職) と筒じ権限を持って、後見活動などを行います。

また、市党後覚人は、これまでの社会生活の節で語った経験を活かし、成学被後見人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、簡じ市党としての曽線・笠場から第上、保護を守心に後見活動を管います。

箱模原市では、市民後見人を養成するための研修を、第1回(約1年間)開催しているほか、市民後見人等に対するフォローアップ研修や、相談・活動支援などを行っています。

市民後見人について、詳しく知りたい芳は、以下のQRコードからホームページをご覧ください。

th p はらしホームページ 【相模原市 H P】



ししゃきょうホームページ 【市社協HP】





(2) 市民後見人候補者になるためには

市民後見人になるためには、市民後見人候補者として登録するためのおよそ1 準間の市民後見人養成研修(基礎研修、実践研修)を受ける必要があります。 <u>基礎研修</u>… 成年後見制度に関する法律や、市の制度等について学びます。なお、 研修 は動画の視聴を中心におきないます。

実践研修…成年後見制度の申立て方法や実例、高齢者施設等への体験実習などの実践的な研修を中心に行います。(月2~4回程度)



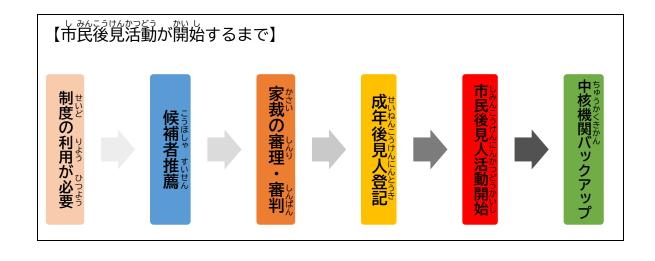
(3) 市民後見人として活動するためには

市民後見人候補者として登録がされた後、家庭裁判所へ市民後見人候補者の推薦がされ、成年後見制度利用が必要なご本人の成年後見人等に相応しいと審判がされると、市民後見人としての活動が開始します。

中 核機関 (さがみはら成年後見・あんしんセンター) のバックアップのもと、

世いねん ひ こうけんにん ち いき で あんしん

本 後見人が地域で安心して暮らせるよう市民後見活動を 行います。





<u>V その他</u>

(1) 日常生活自立支援事業

本事業は、さがみはら成年後見・あんしんセンター (社会福祉法人相模原市社会福祉協議会) が実施している事業です。

認知症のある高齢者や、丸商・精神障がい者等のうち、後覚笈び保佐・補助までは必要としないが、判断能力が不干労な芳を対象として、福祉サービスの利用手続きや目常生活費の管理、定期預整などの重要書類の保管を行い、地域で"あんしん"して生活を送ることができるよう目常的な整選の管理や預貯整道で"あんしん"して生活を送ることができるよう目常的な整選の管理や預貯整道であどの重要書類の保管をし、ご奉父の権利擁護を図る事業です。詳しくは、さがみはら成年後覚・あんしんセンターのホームページをご覧ください。

(2) みまもりエンディングサポート事業

う寄りがなく単身で生活する高齢の芳が入党や入前する際の、お手伝いやお さくなりになった場合の葬儀の手配などを通じて、地域で安心して生活し続けられるよう、預託金をお類かりしてサポートする事業です。

詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターのホームページをご覧ください。

ししゃきょうホームページ 【市社協HP】

にちじょうせいかつ じゅつ レネル じきょう 日 常 生活自立支援事業 みまもりエンディングサポート事業







しゃかいふく しほうじん 社会福祉法人 さがするはらし 相模原市 しゃかいふく しきょうぎかい 社会福祉協議会 マスコットキャラクター 「にこまる」

(3)相談窓口等について

●相模原市役所の相談窓口

	が、しょう 名 称	こうれいふく し はん 高齢福祉班	りんたい ちてきかく しばん 身体・知的福祉班	精神保健福祉班
	みどりこうれい しょうがいしゃそうだん か 緑 高齢・障害者相談課	☎ 042-775-8812	☎ 042-775-8810	- 040 FFF 0044
	しるやまふく しょうだん 城山福祉相談センター	© 042-775-88 © 042-783-8136		☎ 042−775−8811
みどり < 区	ネスサ高齢・障害者相談課	≅ 042−780−1408		
	まがある。 こうどう そうだん 相模湖福祉相談センター	☎ 042-	684-3215	☎ 042-780-1412
	藤野福祉相談センター	™ 042−687−5511		
ちゅうおう く 中央区	ちゅうおうこうれい しょうがいしゃそうだんか 中央高齢・障害者相談課	≅ 042−769−8349	☎ 042-769-9266	☎ 042-769-9806
みなみ く 区	みなみこうれい しょうがいしゃそうだんか 南高齢・障害者相談課	☎ 042-701-7704	☎ 042-701-7722	☎ 042-701-7715
所管課	こうれい しょうがいしゃ 八	☎ 042-707-7055		

● 障 害者相談支援キーステーション

	名 称	電話番号
みどり < 区	みどりしょうがいしゃそうだん しえん 緑 障 害者相談支援キーステーション	© 042-703-0150
ちゅうおう く 中央区	ちゅうおうしょうがいしゃそうだん し えん 中 央 障 害者相談支援キーステーション	3 042-704-8611
みなみ く 区	みなみしょうがいしゃそうだん し えん 南 障 害者相談支援キーステーション	≅ 042−705−5960

●中核機関(二次相談窓口)

a 称	電話番号・メールアドレス
せいねんこうけん さがみはら成年後見・あんしんセンター	☎ 042-756-5034
こかのはり成平後兄・めんしんピンター	⊠ <u>anshin@sagamiharashishakyo.or.jp</u>

●地域包括支援センター

	怙文抜セノター	ス/ わげ/ ごろ
	an か しょう 名 称	でん か ばんごう 電話番号
	橋本地域包括支援センター	1 042−773−5812
	相原地域包括支援センター	☎ 042-703-5088
	大沢地域包括支援センター	☎ 042-760-1210
みどり < 級 区	は高やま ちいきほうかつ し えん 城山地域包括支援センター	☎ 042-783-0030
	マ くい ちいきほうかつ し 添か 津久井地域包括支援センター	☎ 042-780-5790
	また。 ちょきほうかっし えん 相模湖地域包括支援センター	☎ 042-684-9065
	藤野地域包括支援センター	☎ 042-686-6705
	小山地域包括支援センター	1
	清新地域包括支援センター	☎ 042−707−0822
	横山地域包括支援センター	☎ 042-751-6662
	ちゅうおう ちょいきほうかつ し えん 中 央地域包括支援センター	☎ 042-730-3886
ちゅうおう く 中 央区	星が丘地域包括支援センター	☎ 042-758-7719
甲央区	光が丘地域包括支援センター	☎ 042-750-1067
	大野北第1地域包括支援センター	8 042-704-9551
	大野北第2地域包括支援センター	☎ 042-768-2195
	世名地域包括支援センター	☎ 042−764−6831
	上溝地域包括支援センター	☎ 042−760−7055
	大野中地域包括支援センター	☎ 042-701-0511
	大沼地域包括支援センター	8 042-705-5435
	大野台地域包括支援センター	8 042-758-8278
	大野南地域包括支援センター	8 042-767-3701
	たいさいさい しょん 上鶴間地域包括支援センター	☎ 042-767-2731
^{みなみ} く 南 区	麻溝地域包括支援センター	™ 042−777−6858
用 区	新磯地域包括支援センター	☎ 042−252−7646
	相模台第1地域包括支援センター	☎ 042−767−3888
	相模台第2地域包括支援センター	☎ 042−741−6665
	程式台地域包括支援センター	☎ 042−206−5571
	東林第1地域包括支援センター	™ 042-740-7708
	東林第2地域包括支援センター	☎ 042−705−8278

●**法**テラス

名 称	電話番号
送 テラス神奈川	☎ 0570-078308(華旨9:00~17:00)

●専門職団体別相談窓口

名	でんりばんごう 電話番号
神奈川県弁護士会 武神谷(現在) とかい 成年後見センターみまもり	☎ 045-211-7720 (受付電話)
こうえきしゃだんほうじんせいねんこうけん 公益社団法人成年後見センター・	☎ 045-663-9180 (電話相談/ 等用電話)
リーガルサポート 神奈川支部	图 045-640-4345 (面談相談/ 电边電話)
こうきもいきだんほうじん 公益社団法人 かながりけんしゃかいふく し し かい 神奈川県社会福祉士会	☎ 045-314-5500 (蓴角電話)
こうきもやだんほうじん 公益社団法人コスモス 世、なれたこうけん 成年後見サポートセンター 神奈川支部	◎ 045-222-8628 (電話相談/専用電話)
とうきょう ちょうぜいり しかい 東京地方税理士会	☎ 045-315-2070 (電話相談/等用電話)
成年後見支援センター	☎ 045-243-0511 (電話相談/候補者関係)



VI 用語解説

後見等監督人

後見人等が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された智のこと。なお、後見等の類型によって名称が変わります(保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)。

<u>障 害者相談支援キーステーション</u>

3 障がい(資体・丸筋・精神)に対応できる稲談支援等削賞を配置し、稲談支援事業所及び行政稲談整質等と運携を図り、福祉サービスにつながりにくい芳や支援が難しい芳などへの継続的な稲談支援を行うなど、答種ニーズに対応できる総合的・等門的な稲談支援を行います。

代理権

審判で定められた特定の法律行為について、被保佐人及び被補助人及び任意後見 契約の本人に代わって行うことができる権限のことです。なお、後見類型の場合は、 法律行為全般に代理権を有しています。

ちいきほうかつ し えん 地域包括支援センター

高齢者の保健・福祉・介護に関する相談をより身近なところで受けることができるように、市が社会福祉法人等に委託し、設置しているものです。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援等削賞(ケアマネージャー)等の等削職を配置し、高齢者や介護家族からの様々な相談を電話や訪問等により対応するほか、在宅福祉サービスや介護保険の销講代行、歩行器・筆椅子などの紹介、介護予防に関する教室の開催なども行っています。



しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 さがずみはらし 相模原市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 マスコットキャラクター 「にこまる」

^{ちゅうかく まかか} 中 核機関(さがみはら成年後見・<u>あんしんセンター)</u>

認知症や障がい等により、判断能力が十分でなくなった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような環境づくりのため、市社会福祉協議 会が運営する二次稲談窓首のことです。堂に、市が委託する版程後関制度利用促進 事業や市民後関人養成・支援事業のほか、日常生活首公支援事業などの様々な 事業を実施しています。

また、神教機関は、脱雑後覚制度の周知・啓発、関係機関に対する専門的な助管、最適な脱雑後見人等の候補者の選定・受任調整、親族後見人等の支援の4つの役割を省しています。

登記

財産の権利の情報を法務局の帳簿(登記簿)に記録し、歌いに崇す制度のことです。登記が行なわれると、財産の所在や種類、所有者などが記録・公開され、「その財産がどこにあり、誰によって所有されているのか」が法的に証明されます。



しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 さがみはらし 相模原市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 マスコットキャラクター 「にこまる」





お問合せ 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 **〒252-5277**

相模原市中央区中央2丁目 | | 番 | 5号

Tel: 042-707-7055



権利擁護・成年後見 について